

愛知連連

組合案内

"からだが資本"の皆さんのための健康保険、
共済制度も完備しています。
仕事上の思わぬ事故・災害も、
労災保険で安心です。
あなたの仕事と暮らしを守ります。

愛知県建設組合連合

 **愛知県建設組合連合**

TEL 052-228-9925

[URL] <https://www.aichikenren.or.jp/>



愛知建連は…応援します!

建設業界で働く人を元気に!

愛知県建設組合連合とは…?

愛知県地方の建設産業に携わる方が加入する、県下に20支部を有した組合です。

昭和23年に設立登記し、70年の歴史と伝統を持っています。

会員の経済的、社会的地位の向上と共同福利の増進を図り、建設業の健全な発達に寄与することを目的に事業を取り組んでおります。

建設従事者から事業主まで、建築に関係する職種の間が集まる「愛知県建設組合連合」は、会員による組織の連帯感により、生活の向上・福祉の増進を図るため、国民健康保険、労働保険、建設業振興、資格取得講習などの事業を行っております。

組合に入れば仲間ができます。会員となって知り合い、仕事仲間・遊び仲間とともに組合事業に参加することもできます。

建設現場で働く仲間の「仕事、暮らしと健康を守る」ため、いろいろな取り組みをしております。

技術

資格・技能取得を
サポート



健康と暮らし

健康を守る建設国保
体の元気が何よりです
仕事と暮らしの支え

愛知建連 (愛知県建設組合連合)

応援

各種申請手続きで
仕事をバックアップ



安全と安心

仕事も家族も
安全と安心が何より
もしもの時に…



会員交流

地域の交流
仲間同士のつながり

愛知建連の事業は 建設業界で働く人たちを支えます!



組合事業の内容

1.国民健康保険	P3~4	組合員や家族の病気などの医療の保険給付や傷病手当金の支給、健康づくり事業の取組み
2.労働保険	P5~6	従業員や経営者の仕事中のケガの安心補償の労災保険と雇用保険の加入手続き
3.一人親方労災特別加入制度	P7	一人親方のための仕事中のケガなど補償の特別加入の加入手続き
4.会員共済	P8	会員には相互扶助による会員共済（死亡給付・火災見舞など）が受けられる
5.建設業退職金共済・ 損害保険・傷害共済	P9~10	一人親方の退職金制度（中小企業退職金共済法）、1日320円の積立で将来の安心 会員専用・損害保険（第三者賠償責任等保険制度）や24時間補償の中小企業共済の加入
6.資格取得・技能向上・ 建設業許可登録相談	P11~12	建築関連資格（建築士・技能士・増改築相談員・作業主任者技能講習など）の取得、 建設業許可の新規取得から更新・変更・経営事項審査申請、事業継承までをサポート
7.建設事業講習・ 工務店支援・労働安全	P13	経営・技術・制度改正講習、建設産業振興や組合独自の事業所支援や名簿登録労働と現場安全の取組み 愛知建連ちきゅう住宅制度として、全建連制度及び地盤保証制度、情報提供などで工務店支援
8.JBN・住宅瑕疵担保 責任保険優遇制度	P14	住宅瑕疵担保責任保険4社の利用や保険手続き、長期優良住宅の適用
9.技能者・後継者育成	P15	若年技能者の育成を推進 愛知建連技能専門校（職業訓練の取組み）
10.会員ネットワーク・ 広報・施設利用優遇	P16	県下20支部ネットワークと会員交流と親睦、青年部活動、機関紙・HPの情報提供、家族みんなで楽しむ「長島温泉」・「ラグーナテンボス」と「福利厚生倶楽部」の加入
11.組合の入会	P17	加入条件と手続きの方法

1. 国民健康保険

組合では、会員の社会保障と健康を守るために、国民健康保険事業を行っております。

建設業で働く仲間のための国民健康保険を運営する「愛知建連国民健康保険組合(愛知建連国保)」は、厚生労働省・愛知県の指導のもと自主的に国保組合(加盟3団体)を運営、独自の内容で建設業に携わる方の社会保障と健康をサポートしています。

あなたや家族が病気やケガのとき、「愛知建連国保」は頼りになる国民健康保険です。

組合員や家族の病気・ケガ・出産・死亡などのとき、医療の保険給付、出産育児一時金、葬祭費など多くの各種給付金があります。

また、病気入院した場合に給付される組合独自の「傷病手当金」があります。

組合の保険は、加入者にメリットのある国民健康保険です。

■ 愛知建連国保の加入条件

○ 加入の条件

次の項目を全て満たす方のみ加入できます

- ① 建設業に従事していること
- ② 愛知県建設組合連合の会員であること
- ③ 愛知県内に住んでいること

(もしくは愛知県内の事業所に勤務し、三重・岐阜・静岡・長野県に住んでいること)

※新規の法人事業所と常時5人以上の従業員を使用している個人事業主及び従業員は加入できません。



■ 愛知建連国保の保険料・給付割合

○ 組合員

区分	月額 保険料	給付割合		
		医療分	支援金分	介護分
組合員 1種 (事業主)	25歳未満	13,500円 (10,000円)	(3,500円)	—
	25歳~29歳	20,500円 (16,000円)	(4,500円)	—
	30歳~39歳	23,500円 (19,000円)		—
	40歳~64歳	29,500円 (21,500円)		(4,000円)
	65歳~74歳	27,500円 (23,000円)		—

区分	月額 保険料	給付割合		
		医療分	支援金分	介護分
組合員 2種 (従業員)	25歳未満	11,500円 (8,000円)	(3,500円)	—
	25歳~29歳	18,500円 (14,000円)	(4,500円)	—
	30歳~39歳	21,500円 (17,000円)		—
	40歳~64歳	27,500円 (19,000円)		(4,000円)
	65歳~74歳	25,500円 (21,000円)		—

○ 組合員の世帯に属する被保険者

区分	月額 保険料	給付割合			
		医療分	支援金分	介護分	
組合員の 世帯に 属する 被保険者 1種 (配偶者等)	0歳~6歳	7,000円	(4,000円)	(3,000円)	
	7歳~18歳				
	19歳~24歳				
	25歳~29歳				
	30歳~39歳				
	40歳~64歳				9,500円
65歳~74歳	7,000円	—			
※1 組合員の 世帯に 属する 被保険者 2種 (その他)	0歳~6歳	3,000円	※2 (0円)	(3,000円)	
	7歳~18歳	5,000円	(2,000円)		
	19歳~24歳	7,000円	(4,000円)		
	25歳~29歳	9,000円	(6,000円)		
	30歳~39歳	11,000円	(8,000円)		
	40歳~64歳	13,500円			(2,500円)
	65歳~74歳	11,000円			—

○ 継続組合員(75歳以上)は、保険料月額6,000円となります。

※1 25歳以上の家族で一定の障害のある方は、申請により1種(配偶者等)になります。

※2 国から財政支援分(未就学児世帯支援補助費)をあらかじめ見込んだ上の額となります。

■ 主な給付内容

○療養の給付

区 分	一部負担割合	給付割合	備 考
就学児以降70歳未満	3割	7割	
未就学児(※1)	2割	8割	※小学校入学まで
70歳以上(現役並み所得者)(※2)	3割	7割	
70歳以上(一般)(※2)	2割	8割	※公費負担医療による 実質1割負担の継続

※1 小学校入学前の子ども(未就学児童)をいい、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの被保険者。

※2 前期高齢者(65歳以上75歳未満)のうち、70歳以上75歳未満の方で高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者。これらの方が治療を受けるときは、被保険者証のほかに、国保組合が交付する高齢受給者証が必要となります。

○その他の給付(例)

種 類	内 容	支 給 額
傷病手当金	組合員が治療で入院したとき支給	入院1日あたり 4,000円 60日間限度(年間)
出産育児一時金	子供が出産したとき支給	子供1児 50万円
葬祭費	組合員・家族の方が死亡したとき支給	組合員 10万円 家 族 5万円

■ 保健事業

○健康診断の助成

組合では被保険者の健康診断費用の助成を行っております。

特定健診		40歳以上の方	窓口負担「全額」助成
集団健診	愛知建連ドック	35歳以上の方	窓口負担「5,000円」定額助成
	愛知建連けんしん	35歳以上の方	窓口負担「全額」助成
人間ドック	指定健診機関	35歳以上の方	10,000円補助
	指定健診機関以外	35歳以上の方	5,000円補助
	脳ドック	40歳以上の方	5,000円補助
レディース健診		35歳以上の方	窓口負担 7,000円助成(期間限定の特別健診)

○皆さんの健康づくりのために、いろいろな推進を実施

医療費通知の実施	健康ポイント制度の実施
健康優良家庭表彰の実施	ジュネリック医薬品差額通知
インフルエンザ予防接種助成	その他
特定健診・保健指導の実施	



2.労働保険(労災・雇用保険)

組合では、労働保険事務組合として労働保険の加入手続きを行っています。

労働保険(労災保険・雇用保険)は全て国が行っている政府管掌保険制度で、労災保険の療養費・休業補償給付や雇用保険の失業保険給付は、国より支給されるものです。

労災保険は、労働者が業務上の災害を受けた時に補償される労働者保護の保険で、もし、工作中的のケガや通勤途中の事故、仕事が原因の病気、あるいは障害や死亡事故の時でも補償されます。

さらに、組合に労働保険事務委託をすると、労災保険補償適用外である法人役員や個人事業主などを補償する「中小事業主等特別加入」に加入することができます。

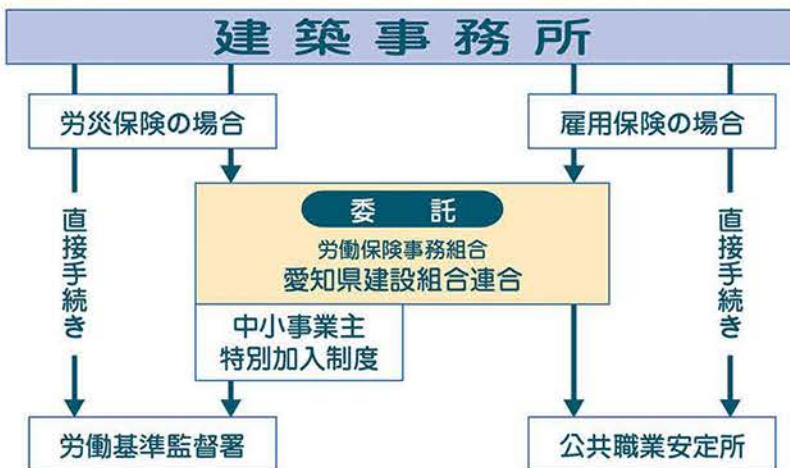
雇用保険では、労働者が失業した場合に再就職を促進するため一定の期間、保険金(失業等給付)が支給などされます。

労働保険は、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。

組合に事務委託すると、毎年の報告事務や労災事故の治療に必要な書類準備、各種立会い、相談など、いろいろな手続きをサポートいたします。

■ 加入手続き

- ・ 組合に所定の労働保険事務処理等委託書の提出と保険料を納付してください。
- ・ 労働保険事務組合に委託できる事業所は、代表者が愛知建連の会員であること。



労働保険は、監督署及び安定所にて直接加入手続きできますが、以後の保険料手続きや労災事故対応など事業所に対応しなければなりません。事務組合に委託すると負担が大幅に軽減されます。



■ 労災保険

○ 労災保険の適用対象

労災保険は、会社に雇用される「労働者」が適用になる強制加入保険制度で、建築事業では、元請が労災保険に加入していれば、下請の「労働者」も労災保険適用対象になります。

ただし、労働者の保険のため、元請・下請の法人の役員、個人の事業主とその同居家族及び一人親方は、労災保険の対象外です。(特別加入制度で補償対象になる)

区分	役職	保険適用	加入手続き
労災保険適用	元請・下請の雇用される労働者	労災保険	直接事業主の指示により働き給料を受け、源泉徴収を行っている者。 【賃金台帳・出勤簿を必ず作成】
労災保険適用外	中小事業主 法人の役員(常勤) 個人事業主とその同居家族	中小事業主等特別加入制度	労働保険事務組合に労働保険事務委託をし、別途加入手続きが必要
	一人親方	一人親方労災特別加入制度	一人親方労災団体に、個人加入の手続きが必要

○労災保険の給付補償内容

業務災害又は通勤災害による傷病について次の給付が受けられます。

- 治療費と入院費（療養補償給付）
治るまで全額無料でかかります。
- 仕事を休んだとき（休業補償給付）
休業4日目から働けるようになるまで、1日につき平均賃金の80%が支給されます。
- 障害が残ったとき
障害補償年金や障害補償一時金が支給されます。
- 死亡事故のとき
遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

■中小事業主等特別加入

労働者と共に現場作業に就く事業主などが、ケガをした場合に特別に労災保険の適用を受けられる制度を、特別加入制度といいます。

適用されるには、別途特別加入に加入手続きしなければなりません。

補償給付は、加入や年度更新時に希望給付基礎日額を決めた額により給付されます。

対象者	個人事業所	家族全員（生計を共にする親族で現場従事者は、全て事業主扱い）
	法人事業所	役員全員（代表取締役、取締役など）

■労災保険の保険料

建設事業（一括有期事業）の場合

労災保険料は全て事業主負担で、保険料の算出は、原則的に労働者に支払った賃金総額に対し業種別保険料率を乗じたものが保険料です。

ただし、建設事業は請負工事金額に労務比率を乗じた賃金総額の割り出し方になります。

建築事業の場合は元請工事に対し保険料が必要となります。（下請工事には保険料はかかりません）

〔2025年度の場合〕

事業の種類	年間保険料 (年間元請金額1,000万円の場合)	希望給付日額	年間保険料
建築事業	21,850円	8,000円	27,740円
既設物設備工事業	27,600円	9,000円	31,207円
その他建設事業	36,000円	10,000円	34,675円
		12,000円	41,610円
		14,000円	48,545円
		16,000円	55,480円
		18,000円	62,415円
		20,000円	69,350円

※希望給付日額は、3,500円～20,000円で設定できます。

■雇用保険

○雇用保険の適用対象

①適用事業

雇用保険では全事業所の1人でも労働者を雇用すれば、その事業所は適用事業所となり強制加入保険しなければなりません。

②被保険者の範囲

適用事業所に雇用される労働者の方

- ・一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
- ・高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者

③雇用保険料率

雇用保険料は、被保険者となっている労働者に支払う賃金に保険料率を乗じた額になります。

保険料は、事業主と労働者双方で負担し、その負担割合は次のとおりです。



〔2025年度の場合〕

事業の種類	雇用保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
建設の事業	17.5/1000	11.0/1000	6.5/1000
一般の事業	14.5/1000	9.0/1000	5.5/1000

3.一人親方労災特別加入制度

建設事業で、労働者として使われることもないが、労働者を使うこともない方である「一人親方」が加入できる労災保険が「一人親方労災特別加入制度」です。

一人親方は、通常の労災保険は使えないため労災保険同等の補償を受けるには、政府管掌労災保険の特別加入制度の取扱いができる、愛知労働局の認可を受けた一人親方団体に、個別に加入する必要があります。

組合では、一人親方労災団体として加入手続きを行っています。

仕事中のケガなどした時に、治療費や休業補償を受けられる一人親方労災特別加入に、安心のために加入しましょう。

当組合では、労災事故の治療に必要な書類準備、各種立会い、相談など、いろいろな手続きをサポートいたします。

■一人親方労災特別加入

○一人親方労災の適用範囲

労働者を使用しないで建設の作業を行うことを常態とする方ただし、次の場合も加入できます。

個人事業者	事業主と同居親族のみの場合の事業所 (同居親族も事業主と判断されるので、中小事業主特別加入の対象にはならない)
法人事業者	役員のみ(労働者扱い者は別)の場合の事業所 (役員は原則的に事業主と判断されるので、中小事業主特別加入の対象にはならない)

○適用期間と保険料

適用期間 毎年4月1日から3月31日まで **〈加入は随時受付中!〉**

給付基礎日額と保険料(手数料込) 【4月加入の場合】/途中加入の場合は月割保険料
〔2025年度の場合〕

給付基礎日額	年間保険料
20,000円	129,000円
18,000円	117,000円
16,000円	104,000円
14,000円	92,000円
12,000円	79,000円
10,000円	67,000円
8,000円	55,000円
7,000円	48,000円
6,000円	43,000円
5,000円	36,000円
3,500円	28,000円



○労災保険の給付補償内容

前頁の「2.労働保険事業(労災・雇用保険)/労災保険/労災保険の給付補償内容」をご覧ください。
給付基礎日額を基準に、休業補償や障害補償など日数割で給付されます。

○補償対象となる業務範囲

請負契約に直接必要な行為を行う場合
請負工事現場における作業及び直接付帯する行為を行う場合
請負契約に基づくもので、作業を自家内作業場において行う場合
(補償適用外・自宅、作業場の修復などは不可)



■一人親方労災の賛助会員制度(組合直接扱い・手続きはスピーディー)

当組合では、「一人親方労災特別加入制度のみ」加入したい方を対象とする「一人親方等特別加入者団体・賛助会員制度」があります。原則的に、支部の無い地域の方対象です。

- ① 加入資格 一人親方労災特別加入者
- ② 年会費 15,000円(毎年3月に保険料と同時納付)〔加入は通年受付しております〕

4. 会員共済

会員になると……会員共済制度の対象となります。

会員による相互扶助のため、組合独自の共済制度を設けております。本部会費一部（毎月60円）を積み立ております。

会員及びご家族の方、また、火災及び自然災害による不幸な事由、会員の方にご結婚の祝金の支給などを行っております。

共済給付金申請は、所属支部へ申請書を提出し、支部からの請求となります。

■ 会員共済・給付内容と基準

① 死亡給付金……会員本人、配偶者や家族などが亡くなったとき

（注・家族死亡給付金は2親等以内の同居の親族まで）

権利発生年数	会員死亡給付金	配偶者死亡給付金	家族死亡給付金
権利発生後 1年以上	5,000円	3,000円	2,000円
3年以上	10,000円	10,000円	5,000円
5年以上	30,000円	15,000円	8,000円
10年以上	40,000円	20,000円	10,000円
15年以上	50,000円	35,000円	12,000円
20年以上	60,000円	40,000円	15,000円
25年以上	70,000円	45,000円	18,000円
30年以上	80,000円	55,000円	20,000円
35年以上	100,000円	80,000円	25,000円

② 結婚祝金……会員本人が結婚したとき

権利発生年数	権利発生後2年以上	権利発生後3年以上	権利発生後5年以上
金額	5,000円	10,000円	15,000円

③ 火災見舞金……会員本人の住宅が火災にあったとき（会員住居に限る）

区分	家屋の2割以上 ～半焼以下	家屋の半焼以上	家屋の全焼
金額	20,000円	50,000円	100,000円

④ その他

- ・天災、地変等については、その都度、正副会長で諮る。
- ・また、天災、地変等における、上記①、③の項目に該当する給付も、その都度、正副会長で諮る。
- ・なお、台風等による風水害については、原則として、県・市・町・村の見舞対象者とする。
- ・給付金支給が、共済基金積立金を超える事項が発生した場合は、全ての共済給付金額を別途定め、共済基金積立金を限度とし支給するものとする。



【注意事項】

- 請求権……1年以内に給付の請求無い場合と愛知建連を脱退した場合(会員死亡脱退は除く)は請求権がなくなります。
- 給付基準……会員共済規程に基づき給付額は加入年数(権利発生日)を基準としております。

5.建設業退職金共済・損害保険・傷害共済

建設業退職金共済制度では、建設業で働く人の退職金制度で、愛知県建設共済組合という任意組合として事務手続き業務を行っております。

工事中の損害保険である「第三者賠償責任等保険制度」は、建築工事の現場事故や現場従事者を包括的に対応し上乗せ保険の追加で、より充実し団体保険扱いにより個別に加入するより割安な保険料である保険です。

また、愛知県中小企業共済協同組合の「中小企業共済」も取扱いし、中小企業者及びその従業員の傷害、病気、後遺障害と死亡に対して補償の加入促進を図っています。

■ 一人親方の退職金制度(建退共制度概要)

建設業退職金共済制度は、建設業で働く人の退職金制度です。

建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じて共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、直接労働者に退職金を支払われるものです。

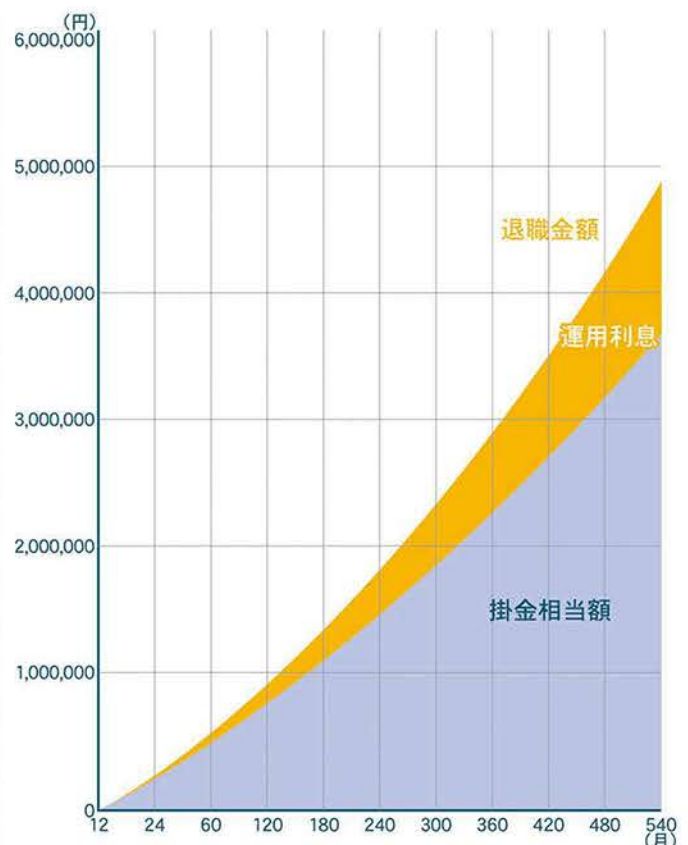
この制度は、国が作った退職金制度で、中小企業退職金共済法という法律に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構により運営がなされております。

組合では、原則的に一人親方の方を対象に、愛知県建設共済組合という任意組合として、掛金を集金し共済証紙を貼る等の事務手続き業務を行っております。

- ① 加入資格 建設業の現場で働くすべての労働者が対象者で、個人事業者の一人親方の方【現場で働く大工・左官・とび・電工・配管工など(ただし、軽作業員・普通作業員(土工含む)は除く)】
〈対象外〉法人の経営者または、個人事業主の方で労働者を常に使用する方(専従者を含む)及び会社に常に雇用されている方は加入できません。
- ② 掛金 1ヶ月6,720円(1日320円・1ヶ月21日分)
- ③ 退職金請求 この制度で退職金が支給されるのは、労働者が特定の企業をやめたときではなく、建設業で働かなくなったときです。
- ④ 退職金額(例)

掛金納付年数 (月数)	掛金相当額	退職金額
1年(12月)	80,640円	24,192円
2年(24月)	161,280円	161,280円
5年(60月)	403,200円	414,087円
10年(120月)	806,400円	893,559円
20年(240月)	1,612,800円	1,933,479円
25年(300月)	2,016,000円	2,474,439円
30年(360月)	2,419,200円	3,038,919円
35年(420月)	2,822,400円	3,641,031円
40年(480月)	3,225,600円	4,268,007円
45年(540月)	3,628,800円	4,913,127円

※2021年10月改定



■ 損害保険・第三者賠償責任等保険制度

会員を対象とした損害保険「第三者賠償責任等保険制度」は、建築工事を行うにあたり、現場事故や現場従事者を包括的に対応し上乗せ保険の追加により充実し、団体保険扱いにより個別に加入するより割安な保険料である保険です。



【保険内容】

第三者賠償責任保険	工事中の現場において第三者に身体障害や財物破壊した時の補償 工事完成後の引渡し物件において、第三者に身体障害や財物破壊した時の補償
建設工事保険	工事現場において突発的な事故により損害が生じた時の補償
傷害保険	従業員、下請負人の方が、就業中に傷害を負った時の補償

【保険期間】 保険期間は、毎年3月15日から翌年3月15日の1年間

中途加入の場合は、保険満了日に対する残月分に対し月割の保険料で加入できます。

【保険会社等】 保険取扱代理店 ジェイアンドエス保険サービス株式会社名古屋支店

保険引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

【保険金】 事故等が発生した場合の保険金は三井住友海上火災保険株式会社の査定基準で支払われます。

【保険料】

(例)

契約	第三者賠償責任保険	
補償項目	期間中てん補限度額(身体1名/財物1事故) 免責金額(自己負担額)	前年度年間完成工事高 1億円迄の年間保険料
	身体財物共通3,000万円限度 免責3万円	158,030円

契約	総括契約方式 建設工事保険	
補償項目	期間中てん補限度額	前年度年間完成工事高 1億円迄の年間保険料
	各対象工事の請負金額が保険金額となります	100,000円

契約	傷害保険	
補償項目	例・年間売上高8,000万円迄、被保険者5名(その他建設事業の場合)	
通院 無	死亡・後遺障害保険金額500万円・ 入院保険金日額5,000円(180日以内) 手術保険金(入院保険日額の10倍・20倍・40倍)	年間保険料 64,550円
	死亡・後遺障害保険金額500万円・ 入院保険金日額5,000円(180日以内) 通院保険金日額3,000円(180日以内) 手術保険金(入院保険日額の10倍・20倍・40倍)	年間保険料 116,370円



■ 中小企業共済制度

中小企業共済は、共済事業において小さなケガも大きなケガもおまかせのワイドでビッグな安心補償。ケガの治療は1日目から最長1年の補償です。「疾病入院特約」で、病気になったときも安心！もしものときの安心補償をサポートされます。

安い掛金と加入者が利用できる福利厚生が充実しております。

① 共済補償の対象者

法人企業 役員およびその事業に従事する従業員

個人企業 事業主およびその事業に従事する従業員および事業主と生計を一にする親族

② 共済内容

- ・傷害共済(掛金・毎月2,000円)(疾病入院特約(掛金・毎月700円))
(けがによる入院・通院・傷害や病気死亡を補償)
- ・生命傷害共済(掛金・毎月2,400円)
- ・経営者医療共済(掛金・毎月7,700円)
- ・がん総合共済(掛金・毎月1,500円)

③ 福利厚生

労働安全衛生教育講習受講料補助、技能検定試験合格者補助、技能者養成機関修了者補助
健康診断補助、観劇補助、レジャー施設補助など



愛知県中小企業共済協同組合

6. 資格取得・技能向上・建設業許可登録相談

組合では、建設業の事業者として仕事に必要な、さまざまな資格や技術・技能の向上のために、建築関連資格取得(技能士・建築士・職業訓練指導員・施工管理技士など)の手続きをサポートします。

増改築相談員研修会・各種の作業主任者技能講習など、実施登録機関として講習会を開催しております。

また、建設業許可登録などの相談を行っております。

■ 技能・技術資格取得・能力向上講習

○技能検定(技能士)

技能検定は、職業能力開発促進法に基づく国家検定制度で、働く人々の有する技能を一定の基準により検定する制度、合格者には技能士の称号が与えられます。

また、組合では、技能検定建築大工実技試験において実技試験対策講習を開催しております。

- ① 受検資格 1級/実務経験7年以上、2級/実務経験2年以上(学歴・資格などにより短縮)
- ② 受検申込 前期(毎年4月上旬)、後期(毎年10月上旬)



○職業訓練指導員免許

職業訓練指導員免許は、職業能力開発促進法に基づく、認定職業訓練施設で普通職業訓練の訓練指導をするのに必要な資格で、かつ、技能者育成における能力開発に必要な資格です。職業訓練指導員免許取得方法は、基本的に2種類で、資格取得後、技能検定の受検に際して学科試験免除の特典があります。

- ① 職業訓練指導員試験
学科試験(系基礎学科・専攻学科・指導方法)、実技試験に合格する方法
- ② 職業訓練指導員講習(48時間講習)
7日間受講し修了試験に合格して免許取得する方法



○住宅リフォームエキスパート(増改築相談員)

増改築相談員は、(一財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターの登録資格で、専門的カリキュラムの研修を受講し、考査に合格した方が登録できる制度です。

組合は研修実施団体として承認され登録研修会を随時開催しております。

- ① 受講資格
住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験を5年以上有する方
- ② 登録期間 5年間



○登録基幹技能士

登録建築大工基幹技能者は、建設業法に基づき国土交通省により認定された資格です。2日間講習と修了考査合格により資格が取得できます。

- 受講資格
- ① 建築大工工事の施工において10年以上の実務経験があること
 - ② 上記実務経験のうち3年以上の職長経験があること
 - ③ 次のいずれかの資格を有している方
一級建築大工技能士・一級建築施工管理技士・二級建築施工管理技士

登録基幹技能者

○建築士

建築士は、建築士法に定められた資格には、一級、二級、木造の3つの資格があり、建物の規模、用途、構造に応じて、取り扱うことのできる業務範囲が定められています。

組合では、試験申込方法の相談や連携組合の建築士講座をご紹介し、皆さんをサポートします。

○パソコン講座

組合では技能者育成機関と協力し、コンピュータを利用した講座を開催しています。

建築CAD講座、ワード・エクセル習得講座 他

○その他の資格

建設業に関する国家資格(施工管理技士、建設業経理士)などの相談及び申請書手配、受験手続きを行います。

○技能競技大会への参加

全国規模で開催される技能五輪全国大会、技能グランプリなどに出場者を推薦し参加しています。

■ 作業主任者技能講習などの労働安全衛生資格

○作業主任者技能講習

建設現場で危険な作業を行う場合、現場に「作業主任者」をおかなければなりません。

もし、作業主任者をおかないで作業をした場合、「6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金」に処せられる場合があります。さらに事故が起きた場合には「刑事責任」や「民事責任」が問われます。

組合では、愛知労働局登録教習機関である（職）愛知県建設職業訓練協議会において資格取得ができます。

科目
・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
・ 木材加工用機械作業主任者技能講習
・ 小型移動式クレーン運転技能講習

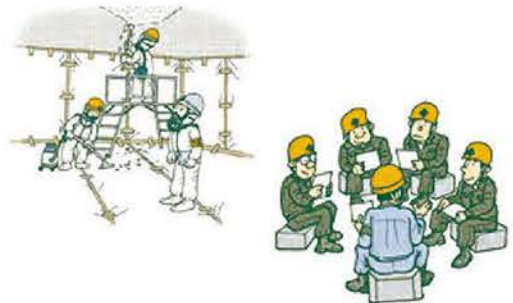


○技能講習修了証明書「まとまるくんカード」申請サポート

複数の教習機関を修了した全ての技能講習資格を1枚に統合したカードで、労働安全衛生法第61条第3項に規定する「資格を証する書面」に該当する修了証明書です。携帯用証明書として利用可能。

○労働安全衛生講習

科目
・ 職長・安全衛生責任者教育



○その他の相談

その他の技能講習や安全衛生教育など受講希望する方には、他の登録教習機関を紹介いたしますので、ご相談ください。

■ 建設業許可の登録支援

○建設業許可とは

事業を営むための許可登録など、後継者に事業を継承し許可を受けようとする場合などの相談、または、申請書の作成について、「組合と提携した資格者の紹介斡旋」を行っています。

（建設業許可の取得は住宅瑕疵担保履行法・住宅瑕疵担保責任保険の保険契約でも重要！）

建設業を営むためには、建設業法において定められており、建築一式工事では1,500万円以上または木造住宅延べ150㎡以上の工事を請負う場合、許可業者の資格がないと仕事できません。

その他の工事（各職関係など）で、500万円以上の仕事をする場合も必要です。

○取得条件

許可を取得する条件は経営経験・技術者・誠実性・財産的基礎などの基準を満たしていること。

○経営事項審査など

経営事項審査を受ける方で、愛知県災害時被災住宅応急修理事業者名簿（愛知県との協定）に組合登録すると分析ポイントが加算されます。

その他、監理技術者資格証、建築士事務所登録、解体工事者登録なども相談対応！



7. 建設事業講習・工務店支援・労働安全

建設業界における国・愛知県・地域の産業の発展のために、組合活動とともに建設・建築事業の施策などに参画し、さらに、会員向け講習会や研修会を数多く開催しております。
また、工務店対策事業も推進しております。

■ 建設事業講習と研究会・工務店支援事業の概要

○建設事業講習（建築関連法令対策や事業経営から現場管理対策まで）

法律改正対策講習、建設リサイクル法、産業廃棄物対策、経営改善講習、木造住宅耐震改修促進技術対策、パソコン講座等の各種講習や研修会を開催。

○建設施策と行政や団体との連携の取り組み

組合として木造住宅振興と地域建設産業構造改革を推進するため、県及び関係団体と連携し、優良な住宅施工や地震対策、建築技能者の技術、技能及び知識の向上を目指し活動しております。



○住宅相談窓口（相談員派遣）

名古屋市をはじめとする各地域において住宅の新築・リフォーム耐震相談窓口相談員を派遣。

○JBN登録制度（一社）JBN・全国工務店協会への加入

（一社）JBN・全国工務店協会は、工務店事業を業界全体でサポートしていく体制として整備された工務店ネットワークで国からの支援も受け、地域から必要とされ、信頼される工務店を強力にサポートしてくれます。

国土交通省住宅リフォーム事業者団体登録制度に登録や講習会・住宅瑕疵担保責任保険が優遇される特定団体です。《年会費 24,000円》

○伝統建築研究会事業

会員有志により、伝統的な建築物並びに技術等を研究し、古くから伝わる木造建築の技能・技術の向上を図るため、諸活動を実施しております。

【見学研修】唐招提寺金堂大修理工事、大津市明王院本堂修理工事、知恩院集會堂保存修理工事など



○労働安全の活動

組合では、建設・建築の労働安全の推進活動に取り組み災害撲滅を目標に講習・PR・建災防事業の参加などを行っております。また、住宅を中心とする災害防止活動を地域においても行い、住宅災害防止協議会を構成するなど、県下全体で活動しております。



○組合の事業名簿登録の推進

建設関連における事業に参加するための名簿登録事業があります。

名簿登録することで、事業所や登録者のPR、顧客への信頼と安心を得ることができます。

- ① 愛知県災害時被災住宅応急修理事業者名簿（愛知県との協定）
- ② 応急仮設木造住宅建設協力事業者名簿（愛知県と（一社）全国木造建設事業協会の協定）
- ③ 住まい手サポーター制度名簿登録（愛知ゆとりある住まい推進協議会）
- ④ あいち耐震改修推進事業者（施工事業者）登録

8. JBN・住宅瑕疵担保責任保険優遇制度

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)により、瑕疵担保責任を確実に履行するための資力確保措置が義務付けられ、保険への加入または保証金の供託を選択が必要となり、「JBN・全国工務店協会」に加入し、一定条件を満たすと保険会社4社の保険機関において、保険料割引など優遇が受けられます。

■ JBN認定品質住宅と住宅瑕疵担保責任保険

○住宅瑕疵担保責任保険とは

各社の住宅瑕疵担保責任保険は、すべての住宅事業者を対象として提供する保険で、新築住宅の住宅事業者等(建設業者・宅建業者等)が、各社との間で保険契約を締結するものである。

保険金は、住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に起因して、住宅の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合に、被保険者である住宅事業者が、住宅取得者に対して、10年間の瑕疵担保責任(無料で補修する義務)を負担することによって被る損害に対して支払われます。

○JBN認定品質住宅とは

良質な施工技術、品質管理、施工管理体制等を有し、一定の品質が見込まれる住宅を供給することができる団体として各瑕疵保険法人が認定した団体の構成員が当該基準等に則って建設する住宅です。

「住宅瑕疵担保責任保険」の保険料が大幅に安くなる。JBN会員は本講習会を受講し団体検査員に登録することで、瑕疵保険の基礎の検査を自社で行うことができます。

自社で検査を行うことで保険料・現場検査手数料を大幅に安く申請することができます。(割引額は15,000円から30,000円程度。)

保険法人	(株)住宅あんしん保証	(株)日本住宅保証検査機構(JIO)	住宅保証機構(株)	ハウスプラス住宅保証(株)	
設計 施工 基準	共通 基準	瑕疵保険法人共通設計施工基準			
	付加 基準	戸館住宅：基礎高さ 400mm以上	外壁通気工法又は住宅性能表示基準の「劣化軽減に関する事」の劣化対策等級2以上の性能を有する住宅	JBNの定める劣化対策等級2以上相当の基準	外壁通気構法
団体検査員	下記の条件をすべて満たすこと				
	(1)一般社団法人JBNの会員中、法人の場合は、法人に所属する代表者、使用者または当該法人から委託を受けた者、個人認定住宅主の場合は、当該個人事業主またはその使用者、当該個人から委託を受けた者であること。				
	(2)本部事務局又は連携団体が主催する検査員講習会を受講し、JBNインスペクターとして登録したものであること。				
	(3)次のうちいずれかの資格を有すること				
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士 ・建築施工管理技士(実務経験5年以上)(二級施工管理技師(仕上げ)を除く。) ・1級建築大工技能士(実務経験5年以上) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士 ・建築施工管理技士(実務経験5年以上)(二級施工管理技師(仕上げ)を除く。) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士 ・建築施工管理技士(実務経験5年以上)(二級施工管理技師(仕上げ)を除く。) ※	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士 ・建築施工管理技士(実務経験5年以上)(二級施工管理技師(仕上げ)を除く。) ※	
団体検査員資格の有効期限は、講習会受講日から3年。					

※：団体検査員本人が、検査物件の設計・工事監理をしていないこと

○JBN認定品質住宅によって受けられるメリット

保険料の優遇

付加基準を満たした住宅を建てることにより

↓
保険料の割引

ご利用できる保険法人

- ・(株)住宅あんしん保証
- ・(株)日本住宅保証検査機構(JIO)
- ・住宅保証機構(株)
- ・ハウスプラス住宅保証(株)



検査の特例

基礎配筋工事の完了時に行う現場検査について、瑕疵保険法人の現場検査員に代えて、JBN団体検査員の検査を選択することができる。

基礎配筋検査

「JBN団体検査員による検査」または「第三者検査」を選択可能

上部躯体検査

第三者検査のみ



9. 技能者・後継者育成

組合では、後継者育成機関である(職)愛知県建設職業訓練協議会において、優秀な建設技能者を育成するため、認定職業訓練施設「愛知建連技能専門学校」にて技能資格及び労働安全衛生教育などの事業を展開し、関連知識及び技能の習得をめざし事業をしています。

ものづくりの技能と技術を学び、新しい時代を担うスペシャリストを育成します。

また、県下において、豊橋高等技術専門学校、豊田高等職業訓練校、岡崎技術工学院、愛知県瓦高等職業訓練校、愛知県板金技能専門学校、愛知県左官高等職業訓練校など各地域及び職種別に認定訓練校があります。

認定職業訓練事業・一流をめざす君へ!

職業訓練事業は、職業能力開発促進法に基づき愛知県知事から認定されたもので、昭和35年から実施し、修了生は2,900名を超え、現在では業界の幹部として活躍しております。

○団体及び訓練施設概要

職業訓練法人愛知県建設職業訓練協議会	愛知建連技能専門学校
〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目10番35号 MultinaBox 3階 電話 052-228-9925 FAX 052-251-8866	〒447-0887 碧南市汐田町一丁目1番地2 碧南市ものづくりセンター内 電話 0566-41-4523 FAX 0566-41-4581

○訓練概要

訓練科の専門的学科・基本実技を重視し、伝統技能の基本から高度な専門知識・技能まで、現代技術を総合的に学びます。

良き社会人としての人間形成に重点を置き、心豊かにして強健な体と卓越した技能を兼ね備えた新しい時代を担うスペシャリストを育成します。

技能検定試験も在学中にトライし合格しております。



訓練科	訓練期間
建築施工系 木造建築科	ものづくり技能と技術を学び、新しい時代を担うスペシャリストを育成 建築学科、規矩術や墨付の技術を駆使した建物実習や建築CADでの図面作成、 伝統的建築物の現場見学を行っております。
園芸サービス系 造園科	美しい景観を暮らしの中に描き出す癒しのアーティストと造園技術者を育成 造園学科、水琴窟や庭園実技製作実習や見学を行っております。

○訓練科及び訓練期間

訓練科	訓練期間	訓練日
木造建築科 造園科	3年	昼間訓練 月4回程度
左官・タイル施工科 建築板金科	2年	



○訓練終了後の特典

2級技能検定の学科試験が免除(技能照査合格者)

木造建築科修了者は木造及び2級建築士の受検に必要な実務経験が短縮

技能検定受検に必要な実務経験が短縮

職業訓練指導員試験に必要な実務経験が短縮



○入校資格

該当訓練科の職業訓練指導員が在籍する事業所に勤務している方。

学歴は問いません。(概ね30歳までの方)

事業主は、協議会の会員になる必要があります。

申し込みは、毎年3月末までに、愛知建連技能専門学校へお申し込みください。

10. 会員ネットワーク・広報・施設利用優遇

支部と会員交流を図り、地域の連携を大切にしています。

組合支部では、会員親睦旅行、ボウリング大会、などを開催し、会員の交流として参加できる事業を行います。また、地域産業まつり出展、自治体との高齢者家具地震対策事業や住宅・耐震相談窓口への相談員派遣などの地域貢献を行うなど、支部独自の活動にも取り組んでおります。

また、会員や家族の方が、入場料など特別料金で利用できるよう施設契約をしています。

■ 地域活動と会員交流・青年部活動

○ 機関紙「愛知建連」毎月配布の広報など

会員の方々へ機関紙を年6回配布、行事予定など事業活動を掲載しております。

また、ホームページなどを活用し新着情報や建設業界情報の提供をしています。



○ 支部活動

支部では、会員親睦旅行、ボウリング大会、ソフトボール大会などを開催し、会員の交流として参加できる事業を行います。

また、地域産業まつり出展、親子技能教室、自治体との高齢者家具地震対策事業や住宅・耐震相談窓口への相談員派遣などの地域貢献を行うなど、支部独自の活動にも積極的に取り組んでおります。

○ 青年部活動

支部青年部では、勉強会、見学研修、市民サービスや意見交換を通じ、これからの建設業界を担う若手会員の人材育成の場として重要な諸活動を行っています。



○ ソフトボール大会

○ グラウンド・ゴルフ大会

○ 技能イベント推進

あいち住まいのフェア催事、キャリア教育生き方講座、ものづくり技能体験、愛知県高等学校工業教育研究会など、小中高校生を対象に「ものづくり」推進事業に取り組んでいます。



■ 施設利用会員優遇

○ バンテリンドーム野球観戦チケットプレゼント(抽選) 1組2名ペアシート

○ ラグーナテンボス補助

○ コロナシネマワールド(映画館) 補助

○ アクア・トぎふ(岐阜県世界淡水魚園水族館) 入園割引券配布

○ 長島温泉・なばなの里利用補助

○ 劇団四季・御園座公演

○ 東京ディズニーリゾート特別利用券配布

○ ホテル明山荘 補助券配布

○ 愛知建連福利厚生倶楽部(ベネフィット・ステーション) (特別年会額 4,000円)

(株)ベネフィット・ワンが運営する会員制福利厚生サービスで、宿泊・旅行やグルメ、映画、東京や大阪の有名レジャー施設など、生活・育児・介護などのサービスがご利用できます。

11. 組合の入会

■ 愛知県建設組合連合へ加入するには!

○ 加入資格



愛知県内に居住（または県内の事業所に勤務）し、建設業に従事するすべての職種の建設労働者、職人、一人親方、事業主などが加入できます。
 （国民健康保険の加入は一定条件を満たす方のみ）

○ 加入方法

組合への加入は、原則として居住地区の支部窓口で受付いたします。
 加入時に、会費及び加入金などが必要です。（会費等は支部により異なります。）

○ 会費等

- ・本部会費 1,000円(毎月)
- ・本部加入金 6,000円
- ・支部会費 支部毎により異なります
- ・支部加入金 支部毎により異なります

○ 支部地区

支 部				
北 設 楽	豊 橋 東	安 城	刈 谷	東 海
新 城	豊 橋 中	西 尾	豊 田 南	知 多
豊 川	蒲 郡	碧 南	豊 田	造 園
豊 橋	岡 崎	高 浜	大 府	名 古 屋 西

☒ 愛知建連・支部分布図



■ 賛助会員制度へ加入するには!

○ 一人親方等特別加入者賛助会員制度への加入

- ・加入条件 一人親方労災特別加入のみ希望される場合、愛知県地方の建設業に携わり本団体の主旨に賛同された方は、組合にて直接手続きが可能です。原則的に、支部の無い地域の方対象です。
- ・加入メリット 一人親方労災特別加入手続き、機関紙等の情報提供 など
- ・年会費 15,000円（一人親方労災の申し込みは別途必要）

【お問合せ先】

愛知県建設組合連合

〒460-0011 名古屋市中区大須三丁目10番35号

マルチナボックス
MultinaBox 3階

電話 052-228-9925 FAX 052-251-8866

【URL】<https://www.aichikenren.or.jp/>

【E-mail】info@aichikenren.or.jp

